

出産・育児をむかえるときの ハンドブック

東京学芸大学ダイバーシティ・インクルージョン推進本部
2026年3月 作成



はじめに

東京学芸大学に勤務する教職員の皆さまが、
妊娠・出産などのライフイベントをむかえるときの
参考になるよう、ハンドブックを作成しました。

教職員の皆さまのお役に立てれば幸いです。

Contents

- 03～04 教職員のワークライフバランスに向けた支援
- 05 東京学芸大学の出産・育児支援制度
- 06～08 出産・育児のために利用できる休暇等の制度
- 09 出産・育児休業等に係る手当・手続き
- 10 出産・育児に備えて必要な手続き
- 11 学内の子育て施設
- 12～13 地域の子育て支援情報

教職員のワークライフバランスに向けた支援

病後児保育利用補助制度

東京学芸大学では、すべての教職員の仕事と家庭での役割の両立を支援するために、本学教職員が子どもの病気回復期（病院での治療は要しないものの、病気回復期などの理由により集団保育が困難な時期）に、保育サービスを利用する際の料金の一部を大学が負担する、病後児保育利用補助制度を実施しています。

ベビーシッター割引制度

東京学芸大学の教職員の育児と就労の両立を支援するために「ベビーシッター派遣事業割引券」（以下「割引券」という。）を発行します。

この割引券を使用してベビーシッターサービスを利用すると、1日の利用料金（1日につき2,300円以上のサービスに限る）から使用枚数×2,300円の割引が受けられます。

学会参加時託児利用補助制度

男女共同参画推進本部では、教職員の研究と育児の両立を支援するため、学会の主催する国内外の学術研究を目的とする大会等参加時の託児利用料金の一部を補助する制度を実施しています。

育児・介護・看護等支援補助員制度

東京学芸大学では、本学の教職員の、出産、育児、又は介護、看護と職務の両立を支援するために、支援補助員を配置する「育児・介護・看護等支援補助員制度」を実施しています。

子の出張帯同費用支給申請

大学教員を対象に、研究遂行上必要な学会参加等で、子どもを帯同する必要がある場合は、教員が使用可能な一部の研究費から支給を可能としています。

教職員のワークライフバランスに向けた支援

大学では表に示すとおり、様々な支援制度があります。ぜひご活用ください。

補助制度名	利用資格	補助額	利用期間	受付期間	子の年齢
育児・介護・看護等 支援補助員制度	常勤教員	変動	通年	1月下旬～2月末	小6まで
病後児保育利用補助制度	常勤・非常勤 教職員	1世帯3000円/日	通年	随時（ただし予算 上限に達するまで）	小3まで
		1世帯8000円/ 年			
ベビーシッター派遣事業 割引券	常勤・非常勤 教職員	1世帯2300円/日	通年	随時	小3まで ※1
		1世帯60枚/年			
学会参加時の託児利用料 補助制度	常勤教員	年1万円/人	前期 (4～9月)	随時（ただし予算 上限に達するまで）	小6まで
			後期 (10～3月)		
大学入学共通テスト実施日 の出勤に伴う託児保育	常勤教職員	全額	共通テスト 2日間	11月中旬～12月 中旬	小3まで

2026年4月～

※1 障害のあるお子さんは小学校6年生まで



← 詳細はHPをご覧ください。

東京学芸大学の出産・育児支援制度

● 男性 ● 女性 ● 男女共通

妊娠・出産

育児

妊娠 産前8週 出産 産後8週 子1歳 子3歳 小学校入学 小学校卒業

特別休暇

- 1 妊産婦の健康診査等のための職務専念義務の免除
- 2 妊娠中の休憩
- 3 妊娠中の通勤緩和
- 4 産前休暇
※多胎妊娠の場合14週
- 5 産後休暇
- 6 育児参加のための休暇（出産予定日の6週間前～）
- 7 配偶者の出産休暇
- 8 授乳等のための休暇
- 9 子の看護休暇等

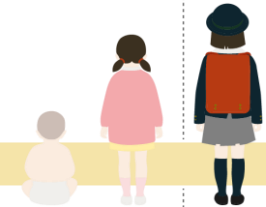
10 出生サポート休暇

- 1 1 時間外・休日・深夜労働の制限
- 1 2 時間外・休日・深夜労働の制限
- 1 3 就業制限
- 1 4 業務の軽減
- 1 5 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置

- 1 6 時差出勤
- 1 7 出生時育児休業
※養子の場合は女性職員も対象
- 1 8 育児休業
- 1 9 育児部分休業

労働条件等
労働時間

休業



出産・育児のために利用できる休暇等の制度

●男性 ●女性 ●男女共通

特別休暇

1 妊産婦の健康診査等のための職務専念義務の免除

妊産婦である女性教職員が妊娠期間に応じた健康診査又は保健指導を受診するため、勤務を免除できる

<期間>

妊娠満23週まで…4週間に1回、妊娠満24週から満35週まで…2週間に1回妊娠満36週から出産まで…1週間に1回、産後1年まで…その間に1回
※医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数

※いずれも1回は1日の範囲内で必要と認められる時間

2 妊娠中の休憩

妊娠中の女性教職員の業務が母体及び胎児の健康保持に影響があると認められたときに適宜とることができる休憩

<期間>

妊娠中、必要と認められる期間

3 妊娠中の通勤緩和

妊娠中の助成教職員の通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるときに申請できる時差通勤、フレックスタイム勤務、勤務時間短縮などの措置

<期間>

妊娠中、必要と認められる期間

4 産前休暇

8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女性教職員が申し出た場合、出産の日まで取得できる休暇

<期間>

産前8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）の間で、申し出の開始日から出産の日まで

5 産後休暇

女性職員が出産した後に取得させる休暇

<期間>

出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間（産後6週間を経過した女性教職員が就業を申し出た場合で医師が支障がないと認めたとときは勤務可能）

6 育児目的休暇

妻（事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ）の出産予定日の6週間前（多胎妊娠の場合にあつては、14週間前）から出産後1年までの間に、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する男性教職員が取得できる休暇

<期間>

上記期間内において5日間（1暦日ごとに分割可能）

7 配偶者の出産休暇

妻の出産に伴う入退院の付き添い等を行う男性教職員が取得できる休暇

<期間>

妻の入院等の日から出産の日後2週間を経過するまでの間において2日間（1暦日ごとに分割可能）

8 授乳等のための休暇

子の保育のために必要と認められる授乳等を行うときに取得できる休暇

<期間>

子が1歳に達するまでの間に、1日2回それぞれ30分以内
※男性教職員の場合は、それぞれ30分から当該男性教職員以外の教職員である親が、この休暇を取得する期間を差し引いた期間のみ取得できる

出産・育児のために利用できる休暇等の制度

● 男性 ● 女性 ● 男女共通

特別休暇

9 子の看護等休暇

小学校6学年を修了するまでの子（配偶者の子を含む）を養育している教職員が、子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと、予防接種若しくは健康診断を受けさせるために付き添うこと、感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話をを行うこと又は入園（入学）式若しくは卒園（卒業）式へ参加することをいう）のため勤務しないことが相当であると認められるときに取得できる休暇

<期間>

年5日（対象となる子が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間

10 出生サポート休暇

不妊治療に係る通院等のため取得できる休暇

<期間>

年5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合は10日）の範囲内の期間

労働時間・労働条件等

11 時間外・休日・深夜労働の制限

妊娠中の教職員又は産後1年を経過しない教職員から要求があった場合には、所定の勤務時間を超える勤務、休日の勤務及び午後10時から午前5時までの間の勤務には従事させない

<期間>

妊娠中から産後1年を経過するまで

12 時間外・休日・深夜労働の制限

・小学校就学前の子の養育を行う教職員が当該子の養育のために請求したときは、所定の勤務時間を超える勤務及び休日に従事させない

・小学校就学前の子の養育を行う教職員が、当該子の養育を行うために請求したときは、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、午後10時から午前5時までの間の勤務には従事させない。また、申請があった場合、超過勤務は1箇月24時間、1年間150時間以内とする

<期間>

子が小学校に就学するまで

13 就業制限

妊産婦等である教職員を妊娠・出産・育児等に有害な業務に就かせてはならない

<期間>

妊娠中から産後1年を経過するまで

14 業務の軽減

妊産婦等である教職員が請求した場合には、業務を軽減し、又は他の軽易な業務等に就かせる

<期間>

妊娠中から産後1年を経過するまで

出産・育児のために利用できる休暇等の制度

● 男性 ● 女性 ● 男女共通

労働時間・労働条件等

15 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置

妊娠中又は出産後の女性教職員から申し出があった場合にとられる、医師などの指導・連絡に基づいた作業の制限、勤務時間の短縮、休業などの措置

<期間>

妊娠中から産後1年を経過するまで

16 時差出勤

始業及び終業の時刻を基準とし、その前後1時間の範囲内において、始業及び終業の時刻を30分単位で繰上げ、又は繰下げることができるもの

<期間>

子が小学校第6学年を修了する年の3月31日を迎えるまで

休業

17 出生時育児休業（産後パパ育休）

産後休業を取得していない教職員が出生後8週間以内の子を養育するための休業（休業期間中は無給だが、条件を満たせば、雇用保険から育児休業給付金の支給あり）

<期間>

子の出生後8週間以内に4週間（28日）まで

18 育児休業

教職員が子を養育するための休業（休業期間中は無給だが、条件を満たせば、子が1歳に達する日の前日までの間、雇用保険から育児休業給付金の支給あり）

<期間>

常勤教職員：子が3歳に達するまで

有期雇用教職員：子が1歳2箇月に達するまで

19 育児部分休業

小学校就学前の子の養育を行う教職員が、当該の子の養育を行うために1日の勤務時間の一部を勤務しない休業（休業する時間については無給だが、条件を満たせば、子が2歳に達する日の前日までの間、雇用保険から育児時短就業給付金の支給あり）

<期間>

子が小学校に就学するまでの間で、1日を通じて2時間を超えない範囲内

出産・育児休業等に係る手当・手続き

人事課（給与第二係・給与第一係・人事係）

扶養手当（事実発生から15日以内） 給与第二係まで

扶養親族届、扶養申立書

必要書類：世帯全員が記載された住民票

転居・住所変更（事実発生から15日以内） 給与第一係まで

手当額などについては、手引きを参照すること

通勤届、住民票等、ICカードの乗車履歴、領収書等

住居届、住民票等、賃貸借契約書、家賃支払いが確認できる書類等

改姓届・旧姓使用申出書 人事係まで

文部科学省共済組合（人事課給与第二係）

出産費（文部科学省共済組合）

病院で手続きしていただくか、出産後に出産費請求書に医師等の証明を受け、「直接払い制度を利用しない合意書」及び領収書を人事課給与第二係へ提出。産科医療補助制度加入機関での分べん：50万円、左記以外：48万8千円

共済掛金免除

「産前産後休業期間掛金免除申出書」の申請により、出産の日以前42日（6週間）から出産の日のあと56日（8週間）まで免除

ハローワーク（人事課職員係）

※ハローワークへの手続きは職員係が行います。
該当者には、職員係から連絡があります。

育児休業給付

（対象：雇用保険被保険者）

育児休業給付金の支給額 = 休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 67%

（育児休業開始から181日目以降は50%）

1歳または（パパ・ママ育休プラス制度利用の場合は）1歳2カ月、保育園に入園できない等の場合は2歳まで支給する。

育児時短就業給付金

（対象：雇用保険被保険者）

2歳未満の子を養育するために、1週間当たりの所定労働時間を短縮して就業し、給与の減額があった場合に支給する。

出生後休業支援給付金

（対象：雇用保険被保険者）

両親ともに14日以上の子育て休業を取得した場合に、育児休業給付金と併せて（+13%）最大28日間支給する。

出生時育児休業給付金

（対象：雇用保険被保険者）

産後パパ育休をした場合に支給する。

必要書類：母子健康手帳、住民票等

（出生届出済証明のページと分娩予定日が記載されたページ）

出産・育児に備えて必要な手続き

		有給・無給	女性職員	男性職員	提出書類
1	妊産婦の健康診査等のための職務専念義務の免除	—	○	—	所属長（所属事務係）へ申出（以下、同様）
2 3	妊娠中の休憩及び通勤緩和	—	○	—	母性健康管理指導事項連絡カード
4	産前休暇	有給	○	—	出産予定日の分かる証明書
5	産後休暇		○	—	出産日の分かる証明書
6	育児目的休暇（5日）	有給	—	○	特別休暇（男性の育児目的休暇）の申請
7	配偶者の出産休暇（2日）	有給	—	○	特別休暇（配偶者の出産）の申請
8	授乳等のための休暇	有給	○	○	所属長へ申出
9	子の看護等休暇（5日、2人以上は10日）	有給※1	○	○	特別休暇（子の看護）の申請
10	不妊治療に係る通院などのための休暇（5日、体外受精及び顕微授精に係るもの10日）	有給	○	○	特別休暇（不妊治療）の申請

		有給・無給	女性職員	男性職員	提出書類
16	時差出勤（～小学校第6学年を修了まで）	—	○	○	時差出勤開始希望日の1カ月前までに所属長へ申し出 子の氏名、出生日、申出者との続柄が分かる書類（出生届済証明書、住民票等）
17	出生時育児休業（産後パパ育児）（8週間）※4	無給	△※2	○	出生時育児休業を開始する日の2週間前までに人事課職員係へ提出 育児休業・出生時育児休業申出書 子の氏名、出生日、申出者との続柄が分かる書類（出生届出済証明書、住民票等）
18	育児休業（3歳まで）※3 ※4	無給	○	○	育児休業を開始する日の1カ月前までに人事課職員係へ提出 育児休業・出生時育児休業申出書 子の氏名、出生日、申出者との続柄が分かる書類（出生届出済証明書、住民票等）
19	育児部分休業（時短）（小学校就学前まで）	無給	○	○	育児部分休業を開始する日の1週間前までに所属事務係へ提出 育児部分休業申出書 子の氏名、出生日、申出者との続柄が分かる書類（出生届出済証明書、住民票等）

- ※1 有期契約職員及びパートタイム職員は無給
- ※2 産後休暇を取得していない者
- ※3 任期付き常勤職員、非常勤講師、非常勤職員は1歳2カ月まで
- ※4 期間を定めて雇用される教職員は、引き続き雇用される場合に限り取得できる。

その他、両立支援制度（病後児保育利用補助制度、ベビーシッター割引制度、学会参加時託児利用補助制度）については以下HPをご確認ください。
 <D&I推進本部HP><https://www2.u-gakugei.ac.jp/~diversity/>

学内の子育て施設

是非ご利用ください。

学芸の森保育園 (NPO法人子ども未来研究所)

<https://hoikuen.codomode.org/>

基本保育 (月～金 8:00-18:00)	2026年3月現在
0歳 69,000円/月 (税込)	
1歳 69,000円/月 (税込)	
2歳 67,000円/月 (税込)	
3歳以上 66,000円/月 (税込)	

土曜保育 全日8:00-18:00	5,300円 (税込)
半日8:00-13:00	3,200円 (税込)

時間外保育 1日15分当たり320円 (税込)
(月極延長30分単位 2,120円)

補食費 18:30以降の時間外保育利用者への提供
1食160円 (税込)

授乳室 西4号館 西講義棟

※授乳室利用可能時間: 月～金曜日 10:00～17:00 (祝日除く) 授乳室
利用を希望する方は、事前に人事課 (tel: 042-329-7123) までご連絡ください。



学芸の森保育園



W4 西4号館(西講義棟) 1階
現職教育支援課となり



地域の子育て支援情報

2026年3月現在

病児・病後児保育

小金井市（利用時間）

ひよこ病児保育室 利用時間：8：30～17：00
すこやか病児保育室 利用時間：9：00～17：30

小平市（利用時間）

たんぽぽ病児保育室 利用時間：8：30～18：30
病児・病後児保育室あいびー 利用時間：8：00～18：00

国分寺市（利用時間）

利用時間：8：00～18：30

国分寺病院 『ひまわり保育室』
西国分寺保育園内 『おひさま保育室』
恋ヶ窪保育園内 『たんぽぽ保育室』
ひかり保育園内 『りんご保育室』

小金井市ファミリーサポートセンター（利用料金）

◇月～日・祝・年末年始 午前6時30分～午後10時 900円
◇月～金曜日 午前7時～午後7時 700円

小平市ファミリーサポートセンター（利用料金）

◇月～土曜日 午前7時～午後8時 800円
◇日・祝・早朝および夜間・年末年始 1,000円

国分寺市ファミリーサポートセンター（利用料金）

◇月～金曜日 午前8時～午後6時 800円
◇ 上記以外の時間帯 900円
◇土・日・祝 午前6時～午後10時 900円

予防接種・ワクチン情報 ※1

ワクチン	標準的な接種時期			
B型肝炎	2カ月	3カ月	7-8か月	
ロタウイルス (1価：2回接種、5価：3回接種)	2カ月	3カ月	4カ月	
肺炎球菌 (PCV15, PCV20)	2カ月	3カ月	4カ月	12-15カ月
5種混合または4種混合	2カ月	3カ月	4カ月	12-23カ月
BCG	5-8カ月			
麻疹・風疹 (MR)	12-23カ月	5歳-7歳		
水痘 (水ぼうそう)	12-15カ月	18-23カ月		
おたふくかぜ	12-15カ月	5歳-6歳		
日本脳炎	3歳-4歳	5歳-6歳	9歳-10歳	

※1 出典：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekakukansenshou/yobou-sesshu/index.html
2026.3.13現在

乳幼児健診 1歳6か月、3歳児（各市町村）
健康相談・各種教室 3～4，6～7，9～10カ月

こども家庭センター（各市町村）

妊娠、出産、子育てまでをトータルで支える相談窓口です。保健師、栄養士、歯科衛生士、社会福祉士、保育士などの専門職が相談に応じます。

地域の子育て支援情報

2026年3月現在

小金井市公式ホームページ：子育て・教育

<https://www.city.koganei.lg.jp/kosodatekyoiku/index.html>

<https://www.city.koganei.lg.jp/kosodatekyoiku/434/kosodatesien/nobinobikoganeikko18.html>

小平市公式ホームページ：子ども・教育

<https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/index02.html>

国分寺市公式ホームページ：子育て支援

<https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/faq/kurashi/1005235/1005265/index.html>

とうきょう子育てスイッチ

<https://kosodateswitch.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都福祉局

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/>

子どもが病気？救急？どうしよう？
と思ったときの電話相談

小児救急医療電話相談

#8000

03-5285-8898

月曜日から金曜日まで
午後6時から翌朝8時まで

土曜日・日曜日・祝日・年末年始
午前8時から翌朝8時まで

#7119

東京消防庁救急相談センター
24時間・365日